

「LEC 桜島道場 6科目究極FINALチェック！」から
第46回社労士試験【選択式】労基法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14327 p.7]

<6科目 究極FINALチェック! 労基法-No.36>

36. 年次有給休暇付与の要件になっている出勤率の算定にあたり、例えば労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日は、全労働日に(①含まれる ②含まれない)。

(解答 ①含まれる)

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 労基法・安衛法 【空欄A】

1 [前略] 前年度の総暦月の中で、就業規則や労働協約等に定められた休日以外の不就労日のうち、労働者の責めに帰すべき事由によるとはいえないものは、不可抗力や使用者側に起因する経営、管理上の障害による休業日等のように当事者間の衡平等の観点から出勤日数に算入するのが相当でなく全労働日から除かれるべきものは別として、上記出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に と解するのが相当である。〔以下略〕

(解答 → ⑩含まれるもの)

的中!